

### 三重県特定不妊治療費助成について

対象となる治療	特定不妊治療(顕微受精・体外受精)
対象となる人	以下すべての条件を満たしている夫婦 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定不妊治療以外の方法では、妊娠の見込みがないか、極めて少ないと、医師に診断された法律上の夫婦</li> <li>● 夫婦または一方が三重県内の市町に住民登録をしていること</li> <li>● 夫婦の前年の所得の合計額が730万円未満の方</li> <li>● 指定医療機関で治療を受けたもの</li> </ul>
助成内容	1回の治療につき上限15万円まで(初回のみ上限30万円まで) (注1)治療の内容によって助成金額が変わります (注2)助成回数については、治療開始年度や治療開始時の妻の年齢によって相違あり
申請窓口	四日市市にお住まいの方は、こども保健福祉課 給付係(総合会館3階(TEL:059-354-8083 FAX:059-354-8061))
ご案内URL	<a href="http://www.pref.mie.lg.jp/D1KODOMO/000117788.htm">http://www.pref.mie.lg.jp/D1KODOMO/000117788.htm</a>

### 四日市市不妊治療医療費助成について

対象となる治療	医師が必要と認めた不妊治療(日本国内の医療機関で受診したもの)および申請にかかる医療機関の証明書料 ※ 男性不妊治療費の助成については、特定不妊治療に至る過程の一環として行われる <ul style="list-style-type: none"> <li>● 精巣内精子生検採取法(TESE)</li> <li>● 精巣上体内精子吸収採取法(MESA)</li> <li>● その他精子を精巣または精巣上体から採取するための保険診療外の手術に係る費用</li> </ul>
対象となる人	以下すべての条件を満たしている夫婦 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 不妊治療を受けた方が治療期間および申請日に四日市市に住民登録をしている夫婦</li> <li>● 医療保険制度(国民健康保険・社会保険)に加入している夫婦</li> <li>● 市税を滞納していない夫婦</li> </ul> <p style="color: red; text-align: center;"><b>平成26年度以降に治療を開始された方については、夫婦の前年の所得の合計額が730万円未満の方</b></p>
助成内容	1回につき上限10万円まで (注) 助成回数や計算方法については、治療開始年度や治療開始時の妻の年齢、夫婦合算所得によって相違あり 詳細は以下までお問い合わせください
申請窓口	こども保健福祉課 給付係(総合会館3階(TEL:059-354-8083 FAX:059-354-8061))

## 不育症治療にかかる医療費助成について

対象となる治療	一般社団法人日本生殖医学会が認定をした生殖医療専門医が所属する医療機関で保険外治療で行った不育症治療にかかる検査・治療および、申請にかかる医療機関の証明書料 上記医療機関で診断を受け、その医療機関からの紹介で不育症治療を行った医療機関を含みます
対象となる人	以下すべての条件を満たしている夫婦 ● 不育症治療を受けた方が治療期間および申請日に四日市市に住民登録をしている夫婦 ● 医療保険制度(国民健康保険・社会保険)に加入している夫婦 ● 夫婦の前年の所得の合計額が730万円未満の方 ● 市税を滞納していない夫婦
助成内容	1回につき上限10万円まで (注) 計算方法については、夫婦合算所得によって相違あり 詳細は以下までお問い合わせください
申請窓口	こども保健福祉課 給付係(総合会館3階(TEL:059-354-8083 FAX:059-354-8061))